

参考資料

予定価格制度について

- 予定価格制度は、予算の統制や契約の公平性・透明性、適正な競争の確保の観点から、会計法・地方自治法等の関係法令に基づき設けられたもの。このため、予定価格の上限拘束性の撤廃は困難。
- ただし、このことは、予定価格の適正な設定と適切なダンピング対策がなされることが前提。そのためには、地域特有の事情に即した予定価格の設定、合理的な理由のない予定価格の減額(歩切)の廃止、更なるダンピング対策の取組等が必要。

関係条文(抜粋)

○予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)
(予定価格の作成)

第七十九条

契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格(第九十一条第一項の競争にあつては交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とし、同条第二項の競争にあつては財務大臣の定めるものとする。以下次条第一項において同じ。)を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第八十条 略

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

○会計法(昭和22年法律第35号)

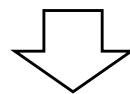
第二十九条の六

契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。(後略)

「歩切」の根絶に向けた働きかけの強化

課題

- 市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額の一部を、予定価格の設定段階において控除する歩切行為は、予定価格の適正な設定を求める品確法第7条第1項第1号に反する違反行為
- 国土交通省では、総務省と連携して早期の見直しを要請し、平成28年4月に全ての地方公共団体が、歩切を廃止することを決定
- 令和3年に、全地方公共団体を対象として「歩切」の実態について悉皆調査を行い、歩切のおそれがある団体には直接個別に是正の働きかけ等を実施するなどした結果、全ての市町村において、歩切を行わないことを確認し、「歩切根絶」を再度徹底
- 一方で、建設業団体等からは、市区町村を中心にいまだに歩切が行われているという声が大い。また、資材単価について、メーカー公表価格に、自治体が独自に不透明な乗率を掛けている運用が見られ(単価歩切)、こうした運用についても、実質的に「歩切」と類似する結果を招くおそれがあり、不適切ではないかとの声が寄せられている。



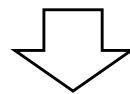
対応方針

- 以上のような課題を踏まえ、国土交通省において、改めて歩切の実態に関するフォローアップ調査を実施する予定。今回の調査では、令和3年の調査時には対象となっていなかった上記「単価歩切」や調査設計等の業務における歩切についても調査。
- 調査結果を踏まえ、歩切が確認された団体に対しては、入契法に基づく要請等必要な対応を行う予定

地方自治体における独自歩掛の作成に関する調査

課題

- 地方自治体における積算歩掛については、基本的には、国土交通省直轄工事における標準歩掛を流用する形で各地方自治体において定められている。
- しかし、国直轄工事は想定している工事のロットが大きく、小規模工事や地域特有の事情等を反映できないため、地方自治体工事において、結果的に予定価格が正確に算出されていないのではないかといった点が課題として指摘されている。
- 現状も、一部の都道府県において自治体独自の歩掛を作成している場合は見られるものの、そのような団体はごく一部にとどまっていると考えられる※。とりわけ、市区町村においては、(国直轄工事における標準歩掛を準用した)都道府県の設定した歩掛を準用しているケースが殆どと考えられ、市区町村自ら歩掛を設定している例は少ないと考えられる。
※例えば、一部の自治体では、国歩掛が廃止されたものや、庁内担当者からの要望、業界からの要望等に対応する形で一部の項目について独自の歩掛を作成
- しかしながら、これまで各地方自治体における歩掛の設定状況や、設定にあたっての課題、歩掛作成のメリット・デメリットについて十分に整理・調査されていない状況。



対応方針

- 以上のような課題を踏まえ、令和6年度補正予算を活用し、地方自治体における独自歩掛の作成に関する調査を実施。
- 具体的には、以下のような調査を実施する予定。
- 地方自治体における歩掛の設定の有無や、作成手順、作成にあたっての留意事項、作成の課題等について、発注者及び受注者に対するアンケートやヒアリング等により調査分析を実施
- 個別の自治体における好事例につき事例集を作成の上、周知、展開
⇒ 以上の取組により、地方自治体独自の歩掛設定を後押しする。

方針14：注文者側から様式を指定して見積りを求める場合について

⇒ 注文者側において様式を指定して見積りを求める場合においても、受注者側が労務単価、歩掛、必要経費等の内訳を明示して注文者と交渉できる様式とすることが求められる。

方針15：適正な見積期間の確保について

⇒ 建設業法第20条第4項においては、注文者は、契約を締結するまで又は入札を行うまでに、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、提示から契約の締結又は入札までに、建設業者が見積りをするために必要な一定の期間を設けなければならないこととしており、その期間については、政令で、原則として、工事1件の予定価格が500万円未満の工事については1日以上、500万円以上5,000万円に未満の工事については10日以上、5,000万円以上の工事については15日以上、の見積期間を確保する必要があるところ。
今回の改正において、見積りの重要性が高まるところであり、注文者においては、本政令の規律も踏まえ、改めて、十分な見積期間の確保に留意する必要がある。

随意契約の基準額の見直しについて

総務省提供資料

改正の概要

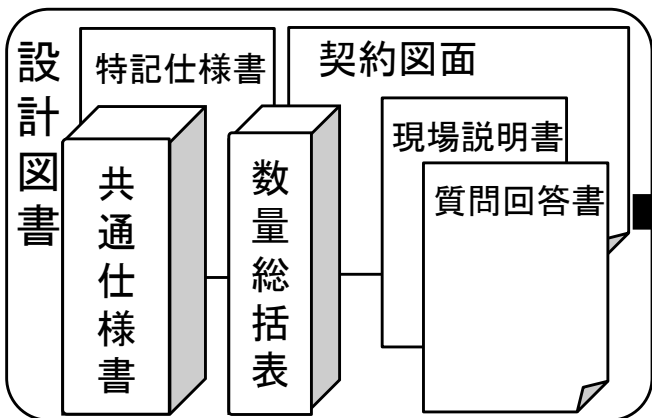
○ 基準額については、以下のとおり、国の引上げと合わせ地方自治法施行令の改正を行う。
(令和7年4月1日施行)

契約の種類	地方				(参考) 国	
	現行		改正案		現行	改正案
	都道府県・ 指定都市	指定都市を除く 市区町村	都道府県・ 指定都市	指定都市を除く 市区町村		
一 工事又は製造の請負	250万円	130万円	400万円	200万円	250万円	400万円
二 財産の買入れ	160万円	80万円	300万円	150万円	160万円	300万円
三 物件の借入れ	80万円	40万円	150万円	80万円	80万円	150万円
四 財産の売払い	50万円	30万円	100万円	50万円	50万円	100万円
五 物件の貸付け	30万円	30万円	50万円	30万円	30万円	50万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円	50万円	200万円	100万円	100万円	200万円

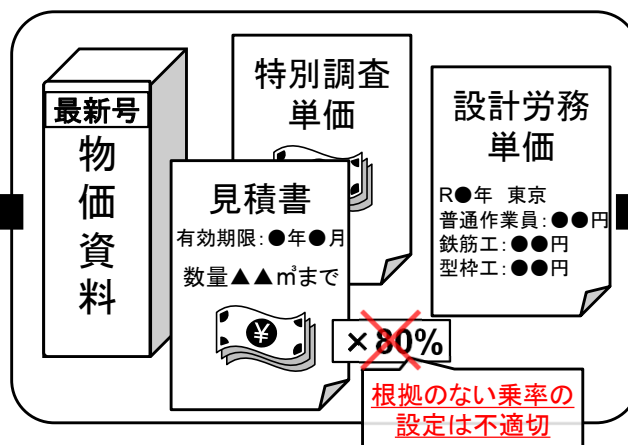
適正な予定価格の設定

○ 予定価格の設定にあたっては、①適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、②市場における労務及び資材等の最新の実勢価格が適切に反映し、③実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うことにより適正な価格を設定する必要がある

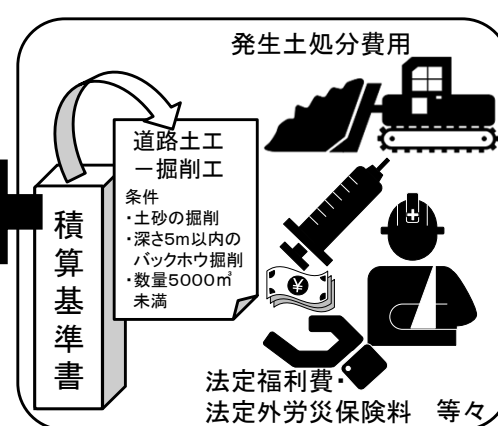
適切に作成された仕様書・設計書



労務・資材等の最新の実勢価格



通常妥当な経費の積算



歩切は違法

設計金額

予定価格

適正な予定価格設定の確認ポイント

- 工事目的物や現場の施工に関して必要な仕様
が明確に記述されているか
- 各種技術基準等に照らして実現可能な設計か
- 設計書の各資料において脱漏や誤記は無い
- 設計図書の各資料間の内容は整合しているか
- 現場条件等の必要な事項について、現場説明書
等において条件明示が適切になされているか

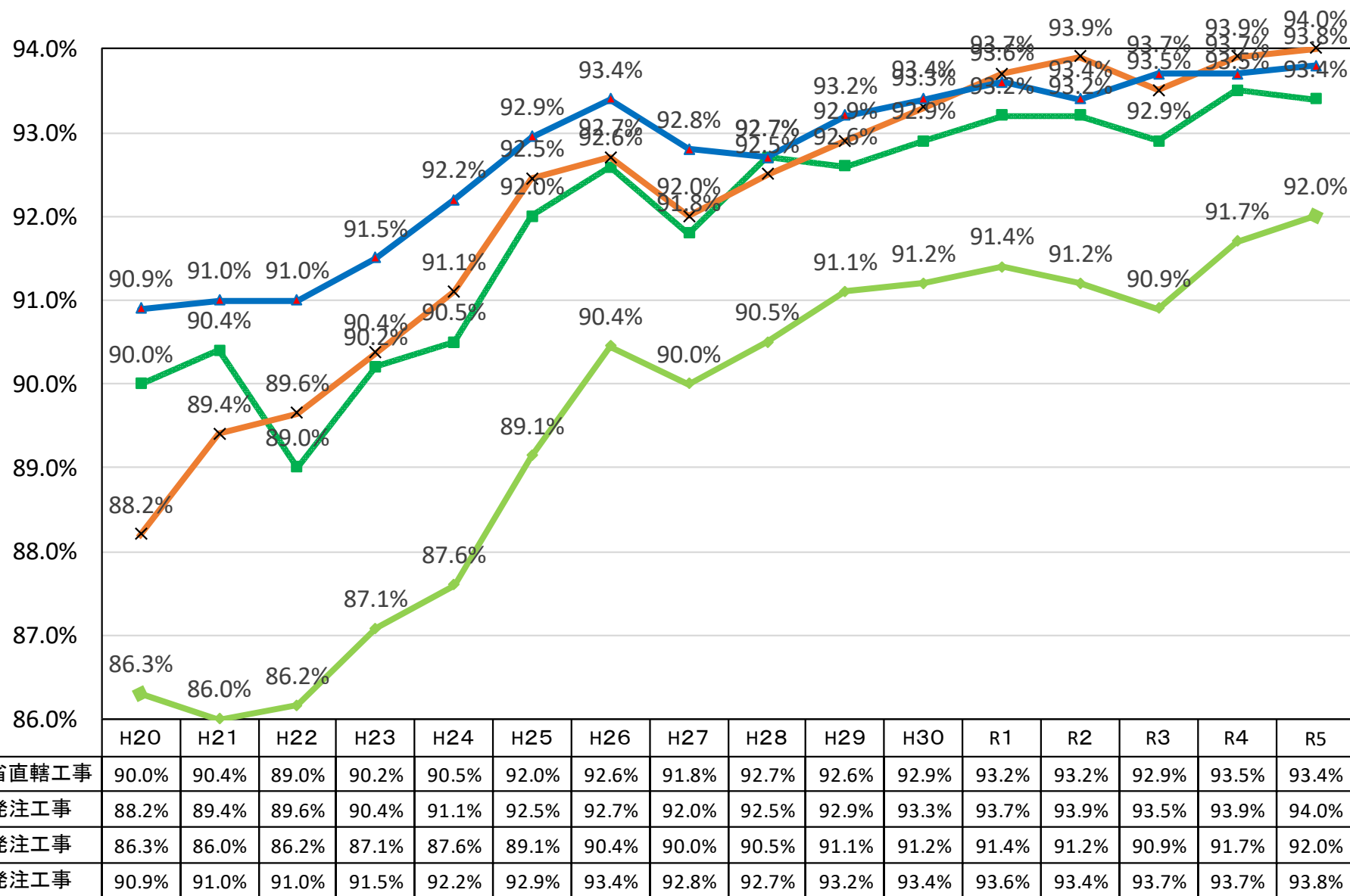
- 労務費には、地域にあわせた最新の設計労務単
価等を反映しているか
- 物価資料の価格を適用する場合は最新の刊行物
に掲載されている価格に基づいているか
- 見積等の価格を適用する場合に適切に反映でき
ているか(根拠のない乗率等は設定しない)
- 工事の条件と見積や物価資料掲載の価格の前提
条件(有効期限や施工数量)が整合しているか

- 積算基準等に基づいて、現場条件等に整合した歩掛等
を適用した妥当な積算ができているか
- 建設副産物の運搬・処分に要する費用、法定福利費や
法定外の労災保険料等の経費が含まれているか
- 歩切(設計金額の一部を、予定価格の設定段階において
控除する行為)を行わず、設計金額と同額の予定価格を
設定しているか

(参考) 入札契約適正化法に基づく適正化指針における記載(抜粋)*

(1) 適正な予定価格の設定に関すること

ダンピング受注は、...公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、...建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止するとともに、適正な金額で契約を締結することが必要である。そのためには、まず、予定価格が適正に設定される必要がある。このため、予定価格の設定にあたっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うものとする。

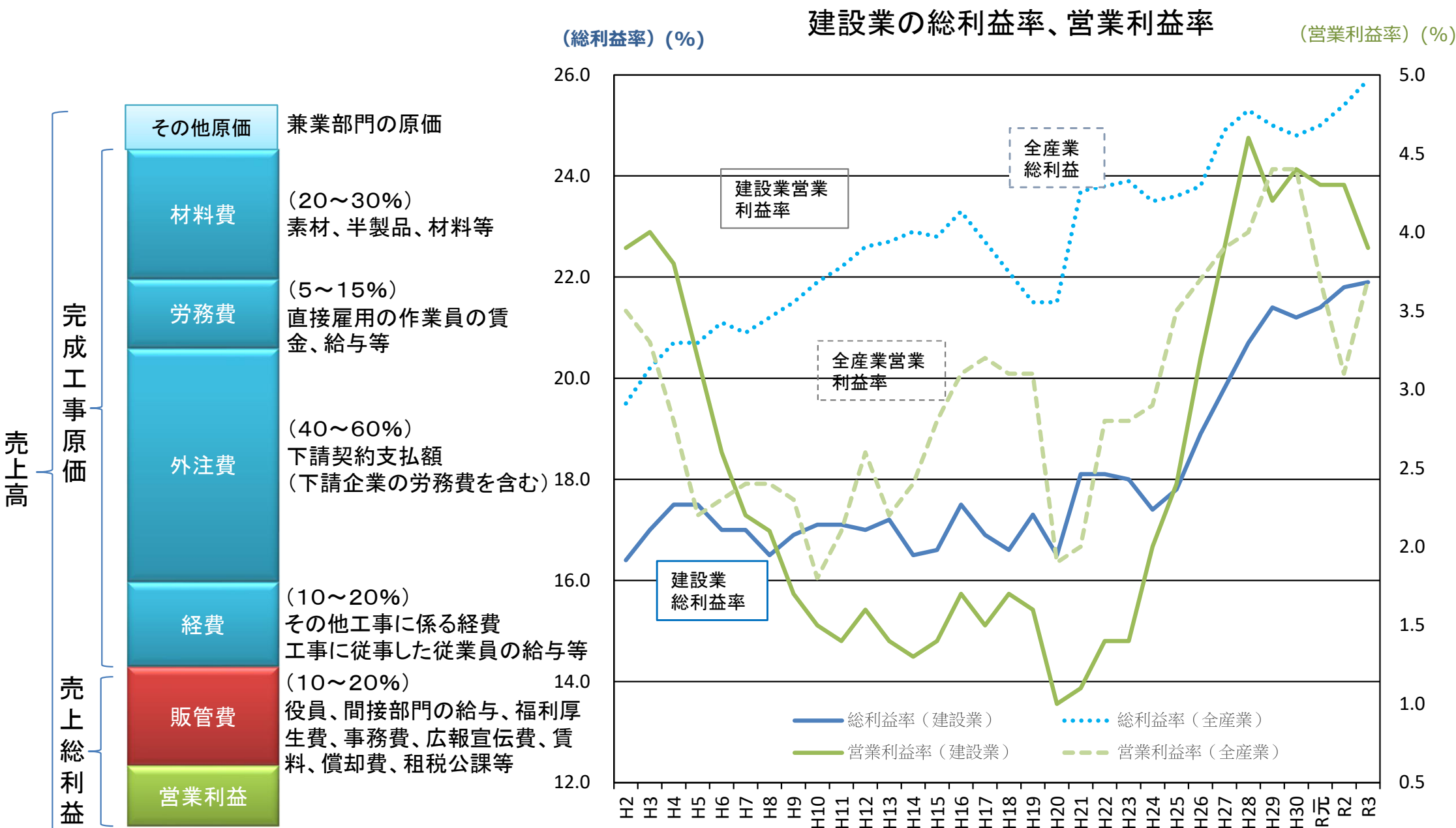


出典: 入札契約適正化法に基づく実施状況調査、国土交通省直轄工事等契約関係資料(H29～R6)

※競争入札(一般競争入札及び指名競争入札)における平均落札率(単純平均)

※国交省直轄工事は、8地方整備局(港湾空港関係除く)＋官庁営繕部＋国土技術政策総合研究所の3部門を件数で加重平均した値

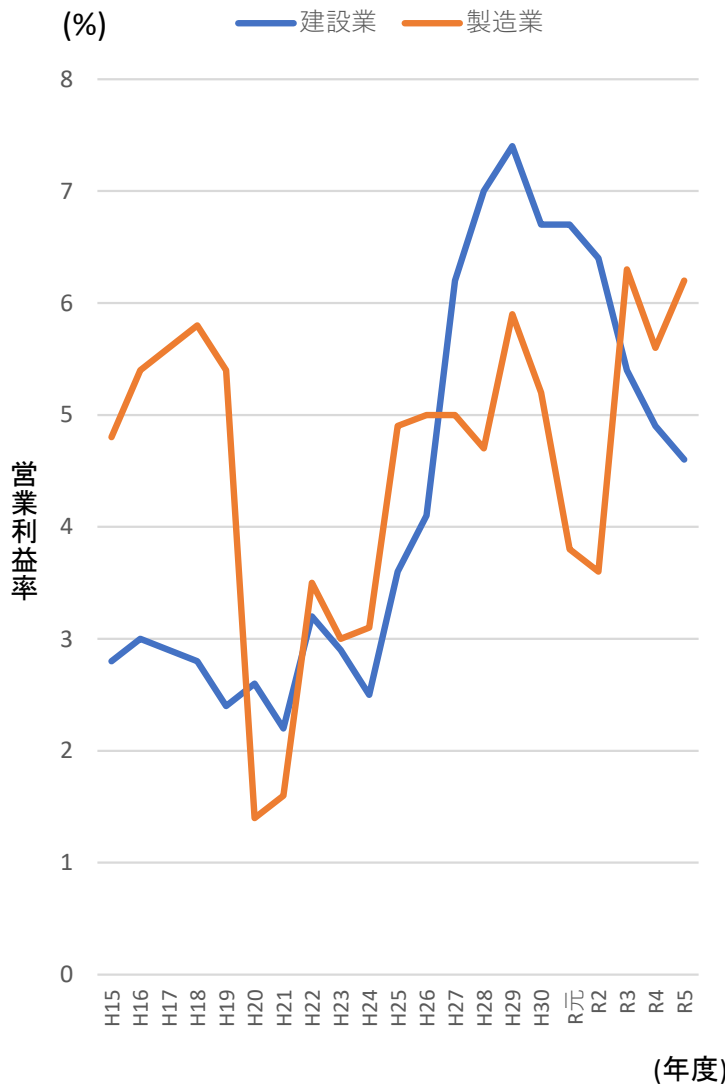
※落札率未集計団体は除く



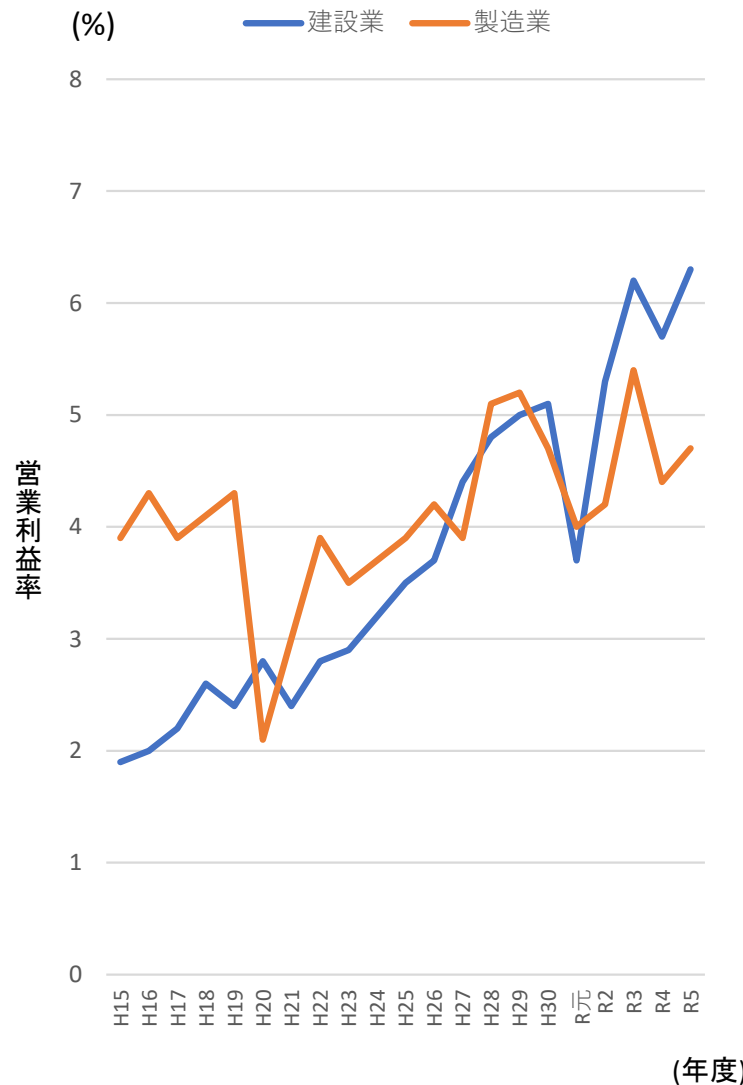
※()内は売上高に占める
各項目の標準的な割合

建設業の企業規模別の売上高営業利益率

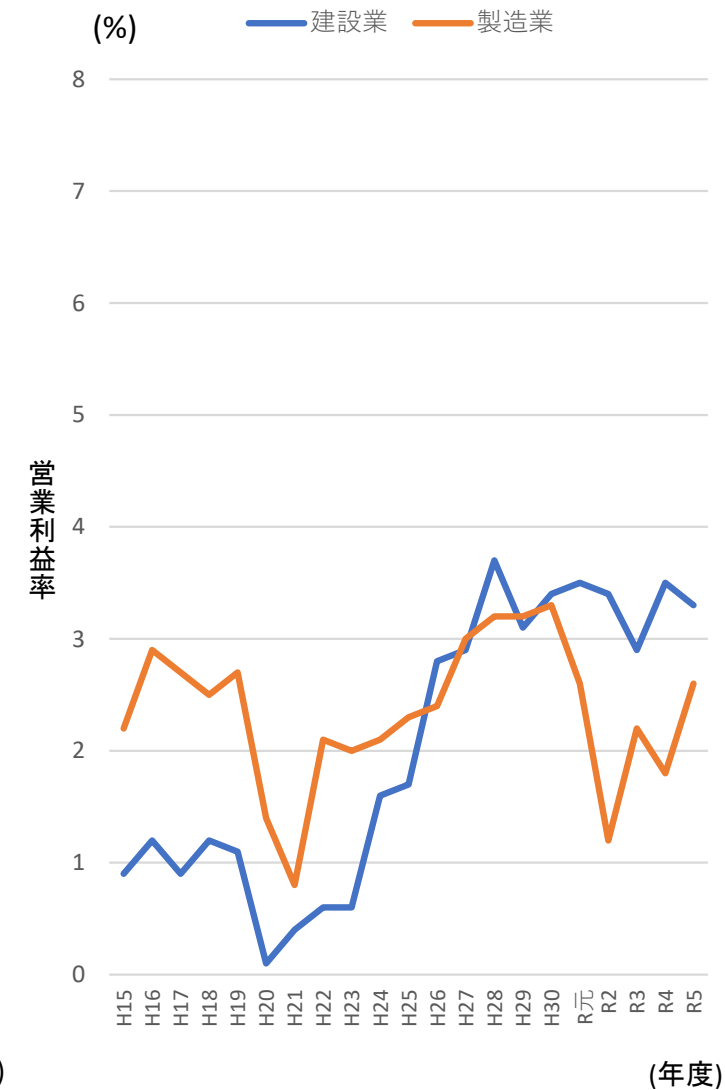
大企業
(資本金10億円以上)



中堅企業
(資本金1億円以上10億円未満)



中小企業
(資本金1億円未満)



営業利益率 = (売上高 - 売上原価 - 一般販売管理費) ÷ 売上高

出所: 財務省「法人企業統計」

(※)一般販売管理費: 役員や本社職員等の給与、福利厚生費、事務費、広報宣伝費、賃料、償却費、租税公課 等 9

中央公契連モデルの算定式の意味

中央公契連モデル

H25.5.16～

【範囲】

予定価格の
7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.80
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税

H28.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税

H29.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税

H31.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.5/10～9.2/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税

R4.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.5/10～9.2/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.68

上記の合計額 × 消費税

機械経費 0.95
労務費 1.00
材料費 0.95

(注) 計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

算定式の意味

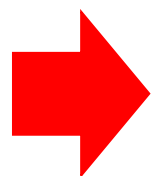
材料費、労務費等

運搬費、準備費等

現場労働者に係る費用

会社運営に係る費用

算定式は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等のうち、適正に工事を履行する上で最低限必要な費用（**義務的経費**）の峻別により設定されたもの



この基準額を下回る場合は、**通常であれば適正に工事を履行することができないおそれ**があることから、**具体的な判断基準**を定め、これを**公表**するとともに**適切に運用**すること。

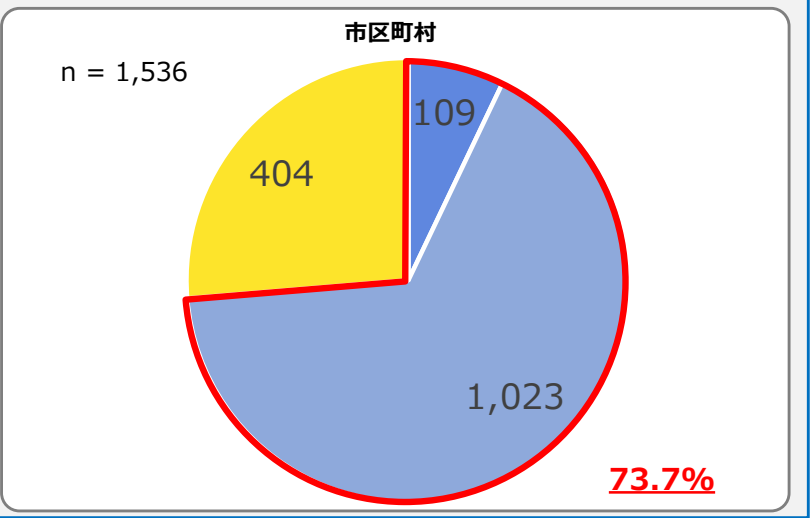
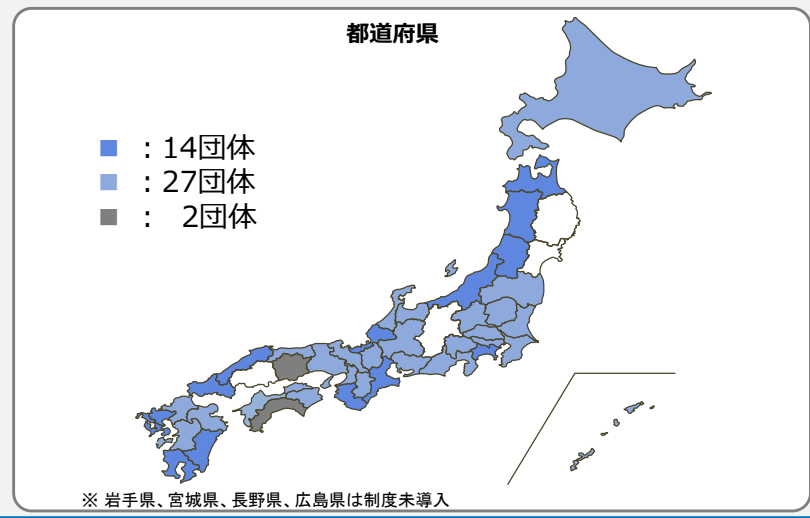
[ダンピング対策] 地方公共団体における算定式の設定水準等

出典：令和6年度入札法に基づく入札・契約手続に関する実態調査（令和6年7月1日時点）

- 市区町村は、約96%の団体で低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を活用。
- 算定式の設定水準が確認できる団体のうち、**8割近くの団体が令和4年中央公契連モデル以上を採用**

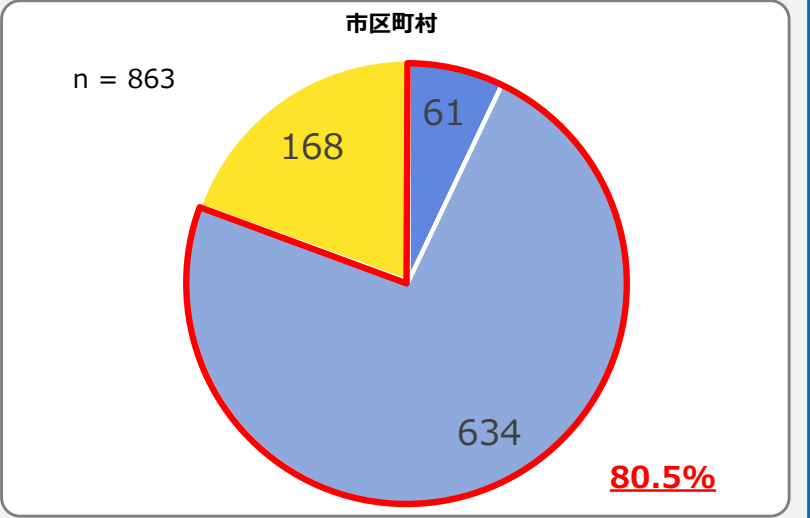
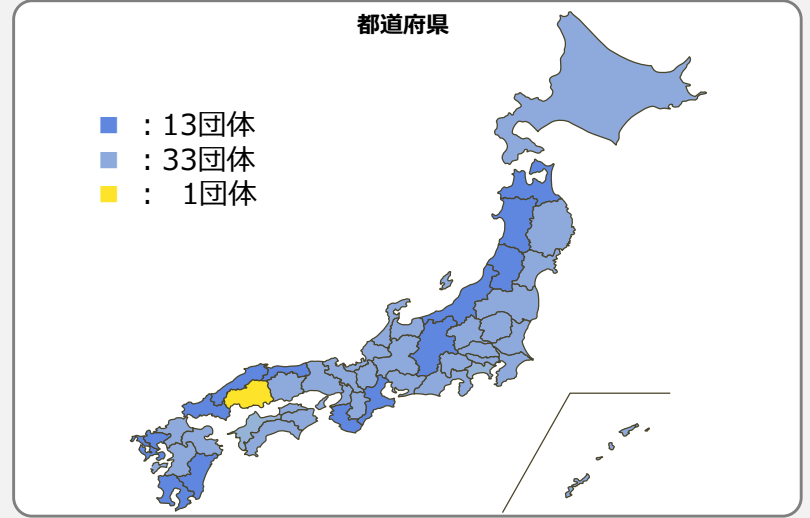
※算定式非公表、未導入の団体除く

最低制限価格算定式の設定水準



- : 独自モデル（R 4中央公契連モデルを上回る水準）
- : R 4中央公契連モデル相当の水準
- : その他
- : 算定式非公表

調査基準価格算定式の設定水準



※ 市区町村は、中央公契連モデルとの比較が可能な団体を対象に集計（算定式非公表団体等は集計対象外）